

栃山女学園大学研究データ管理・公開ポリシー

令和7年9月16日制定

(趣旨)

- 1 栃山女学園大学（以下「本学」という。）は、栃山女学園大学憲章に基づき、研究活動によって生み出された研究データを適切に管理及び公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、また社会・地域への還元を促進し、研究データの価値を高めることを目的として、研究データ管理・公開ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

(研究データ)

- 2 本ポリシーが対象とする研究データは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

(研究者)

- 3 本ポリシーにおける研究者とは、本学において研究に携わる全ての者をいう。

(研究データの管理等)

- 4 研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した研究者が、法令及び本学の規程その他これに準ずるもの範囲内並びに他の者の権利及び法的利害を害さない範囲内において、決定することができる。

(研究者の責務)

- 5 研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

(大学の責務)

- 6 本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境の整備を行う。

(その他)

- 7 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

附 則

この方針は、令和7年9月16日から施行する。

栃山女子学園大学研究データポリシーの補足・解説

(趣旨)

- 1 栃山女子学園大学（以下「本学」という。）は、栃山女子学園大学憲章に基づき、研究活動によって生み出された研究データを適切に管理及び公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、また社会・地域への還元を促進し、研究データの価値を高めることを目的として、研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

・本学では、本学園の教育理念「人間になろう」にのっとり、深く専門の学術を教授研究し、もって高い知性と豊かな情操を兼ね備えた人間を育成することを目的としている。

本ポリシーは、本学の理念と目的のもとに行われる研究活動の過程で得られる研究データを適切に管理し、研究の意義と役割に応じて公開するための基本的な方針を定めるものである。

近年、知識をオープンにし、研究の加速化や知識の創造を促すオープンサイエンスの動向などの社会変化の中において、研究データの適切な管理・保存・公開の重要性は増していると考える。

一方において、本学で行われる研究の多様性を踏まえ、研究データの管理・保存・公開に関しては、それぞれの研究分野における法的及び倫理的要件に従うことを認め、それらを最大限尊重した上で、本ポリシーは基本的な方針を示すにとどめることとし、実効性を高めるために必要な取組は各学部等において実施することとする。

また、研究データの管理及び公開は、本ポリシーに基づき対応することになるが、法令、契約、本学が定める規程、各研究分野において要求される要件等は、本ポリシーに優先して遵守されるべきものと考える。

(研究データ)

- 2 本ポリシーが対象とする研究データは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

・本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、研究活動を通じて収集又は生成された一次データだけでなく、一次データを分析・処理して生成されたデータ、データの収集又は生成の段階で作成された記録やデータを用いて作成された成果に関する資料も含まれる。媒体はデジタル・非デジタルを問わない。

- ① 研究対象から収集・生成、観測された一次データ
- ② 一次データ等を活用して生成されたデータや、一次データ等を分析してできたデータ等
- ③ 上記データの収集や生成の段階で作成された記録等
- ④ 研究成果の主張を支え、もしくはその再現性を担保するデータ
- ⑤ 研究に用いられた有体物等

(研究データの例示)

- ・観測データ ・実験データ ・研究ノート、フィールドノート ・アンケート ・音声、画像、写真
- ・史資料 ・講演資料 ・試料、標本 など

研究分野によって、取り扱うデータは異なるため、大学としての基本方針は整理しつつ、特定の分野の特性に応じた補足的な指針や運用上の取り決めが必要な場合には、学部等において柔軟に定めることができるようとする。

また、研究データは、その性質や法的・倫理的制約に応じて、すべてが公開の対象となるわけではなく、分類ごとに適切な管理・公開の判断が必要であることに留意する。

①「公開可能なデータ」

研究成果を裏付けるデータで、個人情報や機密情報を含まず、FAIR原則に則って公開可能なもの

②「限定共有データ」

共同研究契約等に基づき、特定範囲でのみ共有可能なデータ。

③「非公開データ」

個人情報、マイクロデータ、法令や契約で公開が制限されるデータ、又は公開により第三者の権利・利

益を害する恐れのあるデータ。

・現に本学において研究活動を行う者が、過去に在籍した機関において収集又は生成したデータであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

・「本学における研究活動」については、本学の研究者が実施する研究活動の他、本学のリソース（施設、設備等）を用いて他機関（大学、企業、その他機関）に所属する研究者が実施する研究活動も含む。

本学のリソース（施設、設備等）を用いて他機関（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者が実施する研究活動に対しても、原則、本ポリシーを適用することとするが、契約等に定めがある場合は、その定めに従う。

（研究者）

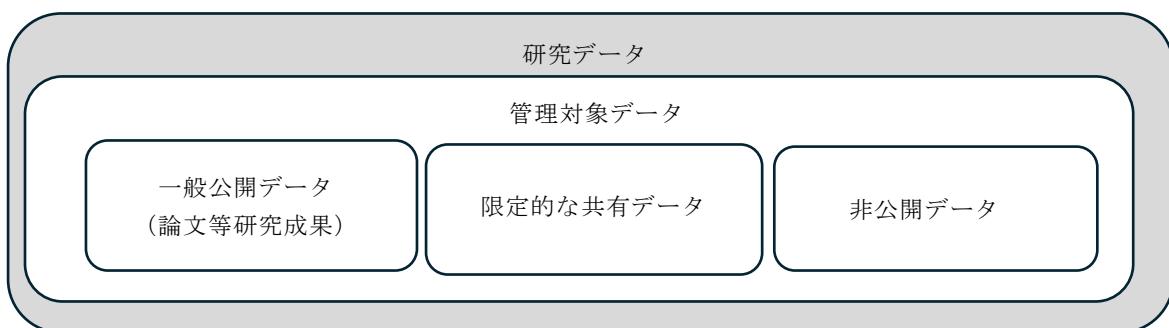
3 本ポリシーにおける研究者とは、本学において研究に携わる全ての者をいう。

・「研究者」とは、本学と雇用関係にある者のみに限らず、本学が定める規程等に基づき、本学に受け入れた学生及び研究員等を含むものとする。また、学部、専攻科及び大学院において研究指導を受ける学生等についても含まれるものとする。

（研究データの管理等）

4 研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した研究者が、法令及び本学の規程その他これに準ずるものの範囲内並びに他の者の権利及び法的利害を害さない範囲内において、決定することができる。

・研究データの全てを管理・保存する必要はなく、研究データのうち、管理・利活用の対象とする範囲は、研究者が定めることができるものであり、本学が一方的に定めることはなく、ただし、その決定は、法令及び本学の規程その他これに準ずるものの範囲内並びに他の者の権利及び法的利害を害さない範囲内でなされなければならない。



（研究者の責務）

5 研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限り広く社会に公開し、その利活用に供する。

・研究データを適切に管理し、研究の公正性や研究データの正確性・完全性・追跡可能性等を担保することは、優れた研究活動を行い、また、将来にわたり研究活動を守るために必要不可欠である。研究者は、生成又は収集した研究データの管理を行う権限を有するとともに、適切な研究データ管理を行う責務を有する。

・研究者は、研究データを可能な限り社会に公開し、その利活用を促進するものとする。

ただし、公開及び利活用は、法令、契約又は本学が定める規程等に反しない範囲にとどまるべきことはもとより、第三者が権利又は法的に保護される利益を有しているためにその公開が制限されるデータ（個人

情報、著作物、安全保障輸出管理の対象となっているデータ、契約による制限が課されたデータ等)、公開により第三者の利益を害するおそれがある研究データ等については、公開してはならない。なお、共同研究契約等、特段の定めがある場合は、その定めに従うものとする。

・公開する研究データには、正確性・完全性・追跡可能性等を担保することが求められる。信頼性のない研究データを利用した論文は撤回を余儀なくされることにもなるため、研究者は研究データの公開に当たり、当該研究データの信頼性を確保するよう努めなければならない。

公開に問題がないと判断された研究データは、FAIR原則に則ることが望ましい (Findable : 発見可能性、Accessible : アクセス可能性、Interoperable : 相互運用可能性、Re-usable : 再現可能性)

(大学の責務)

6 本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境の整備を行う。

・本学は、研究者が収集又は生成した研究データを、適切に管理・保存・公開して利活用できるように、次の支援等及び研究データ管理・保存・公開の環境を整備するように努める。

本学が行う環境整備としては、以下のようなものが考えられる。

- ① 研究データの管理・保存に関する計画や行動の支援
- ② 研究データに関する契約、法務等の支援
- ③ 研究データを用いた共同研究や産学連携、アウトリーチ、授業等での利活用の支援
- ④ 研究データの管理・保存・公開の取組みの奨励と実績の評価
- ⑤ 研究データの管理・保存・公開及び利活用に関する規程・要項等の制定
- ⑥ 研究データの管理・保存・公開及び利活用の啓発
- ⑦ 研究データを管理・保存するためのデータプラットフォームの整備
- ⑧ 研究データを公開するためのデータリポジトリ（機関リポジトリ等）の整備

(その他)

7 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

・データの管理・公開のあり方は、社会や学術状況の変化に応じて、変化が生じることが予想されるため、本ポリシーについては、不断の検証を行いつつ、適時に見直しを図ることが必要であることを明示する。